西村あさひ法律事務所 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピック(こついて 危機管理ニューズレター 2023 年 5 月 31 日号

執筆者:

E-mail 図 宮本 聡

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。 なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2023年4月25日】

経産省及び総務省、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」を策定

https://www.soumu.go.jp/menu kyotsuu/important/kinkyu02 000513.html

経済産業省び総務省は、2023 年 4 月 25 日、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」を策定し、公表しました。本ガイドブックは、企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべき事項を取りまとめたものであり、今般の改訂では、本ガイドブック記載の各概念に関する整理 1、企業が諸外国の法令等について情報収集をする際に参照可能な情報発信元等の記載が追加されています。

【2023年4月26日】

金融庁、サステナビリティ情報の開示に関する特集ページを公開

https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html

2023 年 1 月 31 日に企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正され、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方および取組」という欄が新設されたことなどを踏まえ、金融庁は、2023 年 4 月 26 日、「サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ」を公開しました。

本特集ページでは、上記内閣府令等の改正内容や関連する資料、サステナビリティ情報の開示例が記載された「記述情報の開示の好事例集 2022」 2 などが紹介されています。

【2023年5月12日】

SIM スワップの被害増加

2023年5月12付け日本経済新聞朝刊

2023 年 5 月 12 付け日本経済新聞朝刊の報道によれば、「SIM スワップ」と呼ばれる、スマートフォンの契約者になりすまして再発行を受けた SIM カードを利用して不正送金を行う手口が増加しており、これまでに複数人が電子計算機使用詐欺罪等の容疑で逮捕・摘発されているとのことです。

「SIM スワップ」は、再発行を受けた他人の SIM カードによって、他人の電話番号を利用できることから、電話番号に対してワン

¹ 例えば、プライバシーガバナンスのフレームワークに関するイメージ図の追加や、人権や ESG の文脈からも、統合報告書等による情報の開示やマーケットとの対話を通じて、プライバシー問題への対応について投資家や社会からの評価を得ることが重要となってきていることに関する加筆等がなされています。

² 詳細は、本ニューズレター2023 年 3 月 6 日号(「金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表」)をご参照ください。

NISHIMURA & ASAHI

タイムパスワード等の通知を行う2要素認証を突破することができるとのことです。

本報道によれば、SIM スワップにはネットバンキングが利用されており、ネットバンキングの利用者は増加しているとのことですので、今後も被害が拡大するおそれがあり、十分な注意が必要です。

【2023年5月17日】

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が公布

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12 00197.html

刑事訴訟法等の改正案が、2023 年 5 月 10 日に参議院本会議で可決成立し、同月 17 日に公布されました。本改正の概要は、本ニューズレター2023 年 3 月 31 日号(「刑事訴訟法改正案、閣議決定」)をご参照ください。

【2023年5月26日】

改正犯収法施行令等、公布

https://www.fsa.go.ip/news/r4/sonota/20230526-2/20230526-2.html

2022 年 12 月、FTFA による勧告を踏まえて、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の一部改正が行われましたが、今般、その法改正に伴って改正された施行令及び施行規則等が公布されました。

上記法改正によって、暗号資産交換業者に、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方業者に通知する義務を課すという「トラベルルール」が課されるなどしていますが³、今般改正された施行令及び施行規則等においては、トラベルルールに基づいて通知すべき事項の具体的内容や、トラベルルールの対象から除外する国又は地域の指定等について定められています。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1) 関係当局による調査・捜査への対応、(2) 適時開示を含めた証券取引所対応、(3) 監督官庁等の官公庁対応、(4) マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail☑

_

³ この点以外の法改正の概要は、詳細内容は、<u>本ニューズレター2022 年 12 月 27 日号(「『犯罪による収益の移転防止に関する法</u>律』等の一部を改正」)をご参照ください。